

図書類を販売等される方々へ

<有害図書類の種類・基準>

個別指定

個々の図書類について、個別に有害図書類として指定するものです。
これまでに有害図書類として個別指定した雑誌・書籍については県HP等でご確認ください。

包括指定

一定の基準を満たした図書類は、自動的に有害図書類となります。

書籍・雑誌類

性的な描写（姿態 or 行為）の写真や絵・イラストが…

20ページ以上
又は
総ページ数の1/5以上

DVD等

性的な描写（姿態 or 行為）が…

合計3分を超える

団体指定

知事が指定した団体が青少年の閲覧、視聴又は聴取を不適当と認め、その旨を表示しているもの



<有害図書類の取扱い>

18歳未満

禁止事項

- 1 青少年への販売
- 2 青少年の閲覧
- 3 青少年への貸し付け
- 4 青少年の視聴・聴取
- 5 自動販売機等への収納

罰則

- ★ 1～4に違反した場合
⇒ 30万円以下の罰金
- ★ 5に違反した場合
⇒ 6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

陳列場所の区分等

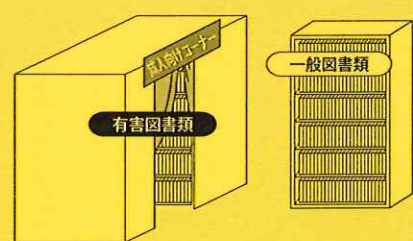
- 1 「店内」の「容易に監視することができる場所」に「規則で定める方法」により「他の図書類と区分」して「置かなければならない」（下図参照）
- 2 「青少年購入等禁止の掲示」をしなければならない

成人向けコーナー
静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例により、18歳未満の方の（購入、借受け、閲覧、視聴、聴取）はできません。

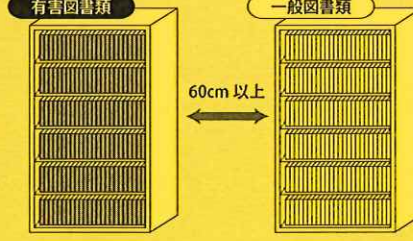
罰則

- ★ 1について改善措置命令に従わない場合
⇒ 20万円以下の罰金
- ★ 2に違反した場合
⇒ 5万円以下の罰金

有害図書類の陳列方法



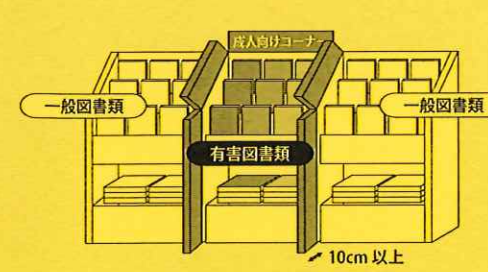
間仕切り等で仕切られた場所に陳列



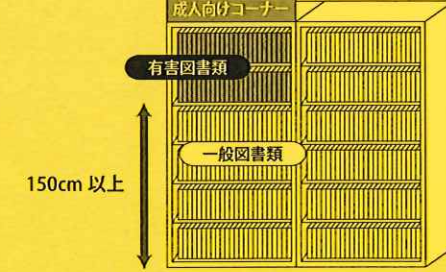
一般図書と60cm以上離れた棚に陳列



ビニール袋やヒモ掛けなどをして陳列



10cm以上の仕切り板間に陳列



150cm以上の高さの棚に陳列

詳しくは、静岡県教育委員会社会教育課までお問い合わせください。

担当：青少年育成班

電話：054-221-3313

- 1 静岡県では「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」（昭和36年静岡県条例第55号）により、青少年の健全育成に努めています。
- 2 この条例では、青少年に悪影響を及ぼす図書類等を指定し、青少年に販売等（貸付け・閲覧等を含む）することを禁止しています。
- 3 従業員の違反行為については、従業員のほか、営業者も罰せられる可能性があります。従業員には、十分にこのことを知らせてください。
- 4 有害図書類の陳列方法や青少年が購入等できない旨の掲示などについては上図のとおりです。
- 5 有害図書類に指定されていなくても、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類（不健全図書類）を販売等するときは、有害図書類と同様の取扱い（青少年に販売等しない、陳列場所の区分、青少年が購入等できない旨の掲示）をするよう努めることを義務付けています。